

除ヶの堰堤

国の登録有形文化財

■ 除ヶの堰堤の概要

一級河川重信川は、重信町の東三方ヶ森を水源とし松山市西垣生の河口まで、多くの支川を合わせながら道後平野を貫流する河川である。

この河川は、河川延長が短く、川床勾配の非常にきつい急流河川であり、古くから氾濫を繰り返していた。

このため、下流域を土砂災害から守る事を目的に、昭和7年に県営工事として同堰堤の建設に着手し、昭和10年3月に完成した。

この除ヶの堰堤のダム本体は、瀬戸内海の島石を1万7千個余り使った伝統的な石積工法であり、歴史的な土木構造物として高く評価されており、現在においても圧倒的な造形美を誇り、土砂流出防止の機能を維持している。

このようなことから、平成13年4月24日に文化庁の登録有形文化財として指定された。



■ 登録有形文化財とは

登録有形文化財とは、技術革新や社会構造の変化等を背景に、多くの歴史的土木構造物が十分に評価されることなく撤去、改変されていく中で、国土の礎となった歴史的土木構造物に対する関心と保存・活用する機運が各地で高まりを見せている。このような状況を踏まえ、文化庁は重要文化財の指定基準の改正や登録有形文化財制度の導入を行うなどして、歴史的土木構造物の文化財保護を積極的に進めており、それらを核とした地域づくりが各地で実施されているところである。



大きな安全 - 山系四国
国土交通省四国地方整備局
四国山地砂防事務所

除ケの堰堤



■ 諸元

所在地：重信町山之内大畑乙62
 建設年代：昭和7年から昭和10年
 形態：直線型重力堰堤二段
 構造：主堰堤長(115m)／副堰堤長(92m)
 主堰堤直高(12m)／副堰堤直高(7m)
 水叩長(20m)／水叩幅(75.5m)

■ MAP



砂防堰堤築造記念碑

除ケの堰堤のすぐ下流、道路沿いに、工事完成、さらには災害対策の幕開けを告げるモニュメントとして、この石碑は建てられました。裏面には、工事に心血を注いだ人々への労いと感謝の念が込められた、千字を越える碑文が刻まれています。この碑文には着工の背景や技術概要のほか、以下のような下りがあります。

「就労者は北吉井・南吉井・川上・拝志・三内の5村にわたり、延べ人数は147,256人を数え、1日の就労者は1,000人に及ぶ日もありました。北吉井・南吉井・川上の各村の青年団及び女子青年団諸氏は砂利の採集、土砂の採掘等の労役に従事し、これによって得た賃金は、満州国出兵将士の慰問金として、或いは青年会館の建設資金、武道用具購入資金に当てられました。このことは美談として新聞で報じられ、本省の監督官に報告されました。」

このように、当時では全国に類を見ない大事業に、共生の道を志した先人の功績は、歴史の一節に封印されることはないのです。



お問合せ先

四国山地砂防事務所

〒779-4806 徳島県三好市井川町西井川68-1
 TEL:0883-(72)-5400
 FAX:0883-(72)-5741
<http://www.skr.mlit.go.jp/sabo/>

重信川砂防出張所

〒791-0203 愛媛県東温市横河原
 TEL:089-(964)-2126
 FAX:089-(964)-9728